

令和元年度

定例

第4回

臨時

# 佐用町教育委員会会議録

佐用町教育委員会

## 令和元年度 第4回定例教育委員会会議録

日 時 令和元年6月25日(火)  
開 会 午後1時30分  
会議場 役場3階 301会議室

佐用町教育委員会  
教育長 浅野 博之

応召した教育委員(4人)  
塚崎 博行 矢内 正敏 永井 薫 岡本 正

応召しなかった教育委員(0人)

会議に出席した教育委員(3人)  
塚崎博行 永井 薫 岡本 正

会議に欠席した教育委員(1人)  
矢内 正敏

---

傍聴者(0人)

---

### 議事に関係した事務局職員

教育課長	宇多 雅弘
生涯学習課長	安東 文裕
教育課企画総務室長	大下 順世
教育課教育推進室長	大野 公嗣
教育課給食センター所長	笹谷 律子
教育課西はりま天文台公園長	西本 和彦
生涯学習課生涯学習推進室長	内海 義文
教育課企画総務室長補佐	寺田 良和

## 議事日程

開 会

日 程 1 会議録署名委員の指名

日 程 2 会議録の承認  
令和元年度第3回定例教育委員会

日 程 3 教育長報告

日 程 4 教育委員報告

日 程 5 議案審議  
議案第6号 令和元年度要保護・準要保護世帯の認定について

日 程 6 協議・報告事項  
(1) 「佐用町いじめ問題調査委員会条例」及び「佐用町いじめ問題再調査委員会条例」の制定について  
(2) 学校規模適正化協議会の進捗状況について  
(3) その他

閉 会

## 開 会

教育課長 失礼します。定刻がまいりましたので、ただ今から令和元年度第4回定例教育委員会を開会させていただきます。なお本日、矢内委員は所用により欠席でございます。

それでは、会議日程に基づき会議を進めさせていただきます。

### 日程1 会議録署名委員の指名

教育課長 日程1 会議録署名委員の指定ですが、永井委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

教育委員 はい。

### 日程2 会議録の承認

教育課長 日程2 会議録の承認でございます。令和元年度第3回定例教育委員会会議録の承認につきましては、塚崎委員に決定しておりますのでよろしく申し上げます。

教育委員 はい。

### 日程3 教育長報告

教育課長 日程3 教育長報告でございます。教育長より申し上げます。

教育長 先日は、管理職の選考につきまして委員のみなさまにはお世話になり、ありがとうございました。また、来週には面接等ありますがよろしく願いいたします。最近のニュースでは物騒な事件も多く、大阪の拳銃強奪事件では犯人が逃走しているということで、近隣の小中学校では臨時休校の処置をしたということを知っております。遠い場所で起こったこととは思わず、佐用においても起こり得ることかも知れませんので、危機管理について改めて意識して取り組まないといけないと感じました。また、高齢者の交通事故について話題になっておりますが、昨日も佐用駅前の駐車場の辺りで、車がベンチに突っ込むという事故がありました。聞くところによると、高齢者の運転だったということでした。幸いケガ人等は無かったとのことでしたが、こちらが気を付けていても、事故に巻き込まれる可能性は十分にあるということを認識しておかなければいけないと思います。学校には、児童生徒の安全確保のため、登下校の通学路については安全点

検をしていますが、それだけでは足りないということでリスク回避に努めて欲しいと伝えております。難しい環境ではありますが、いろんな面で危機管理能力が試されますので、日ごろから危機管理意識をもって過ごしたいと思っております。

教育課長 続きます、教育課と生涯学習課から主な行事予定について報告させていただきます。

(6月・7月の教育課事業計画、実施状況について説明)

続きます生涯学習課より説明いたします。

生涯学習課長 (6月・7月の生涯学習課事業計画、実施状況について説明)

教育課長 これ以外に、各室からの報告事項があればお願いします。

大下室長 6月24日、未来伝承プロジェクトの関係で旧木村邸の利活用に係る協議を行いました。同日、向坂集落の利活用についても関係課や集落出身者との協議を行いました。それぞれの会議の中で、向坂の利活用についての会議と旧木村邸の利活用に関する会議を、どちらも7月29日に開催することに決まりましたので報告いたします。また7月2日には南光小・三河小学校区の規模適正化に係るPTA部会を開催します。

大野室長 7月には地区別の管理職研修を予定しております。

(佐用・上月・南光・三日月地区の開催日程について説明)

天文台公園長 6月末をもって、町内の小学校を含め、前半の自然学校の受け入れが終わりました。後半の受け入れについては9月中旬からとなります。

給食センター所長 特にありません。

生涯学習推進室長 特にありません。

教育課長 以上報告がありましたが、委員のみなさまからご意見・ご質問がありましたらよろしくをお願いします。

教育委員 (特に意見なし)

#### 日程4 教育委員報告

教育課長 日程4 教育委員報告に入りたいと思います。順に報告をお願いします。

教育委員 三日月中学校のトライやるウィークの実施状況について報告します。2か所訪問させていただきましたが、随分しっかりと取り組んでいる印象を受けました。事業所の方からも、真剣に取り組んでいる様子をお聞きしました。

教育委員 上月中学校のトライやるについて、事業所3か所を訪問しました。農園に行った生徒は、本人も自分で農作業をするような生徒のようで、率先して作業に取り組んでいると事業所から褒めていただいていた。ほかの2つの事業所の生徒たちも非常にまじめに取り組んでいる様子が確認できました。

教育委員 上津中のトライやる推進会議へ出席しました。その中で、参加していた生徒たちによる12事業所ごとの発表会がありました。各事業所の方が非常に丁寧・親切に対応していただいたとか、昼食を一緒に食べて色んな話ができて良かったとか、良い感想が出ていたように思います。

#### 日程5 議案審議

教育課長 続いて日程5 議案審議に移ります。

議案第6号、令和元年度要保護・準要保護世帯の認定について議題とします。事務局より議案を朗読いたします。

企画総務室長補佐 (議案書朗読)

教育課長 朗読が終わりました。企画総務室長より議案について説明をいたします。

企画総務室長 令和元年度要保護・準要保護世帯の認定について、新たに申請のあった1件について審議をお願いするものです。

(議案について資料に基づき説明)

(個人情報を含むため、詳細内容の記載を割愛)

(審議の結果、1件の申請を認定とする)

教育課長 この資料につきましては個人情報を含むため、会議終了後回収させていただきます。

## 日 程 6 協議・報告事項

教育課長 次、日程6 協議・報告事項に入らせていただきます。

最初に、(1)「佐用町いじめ問題調査委員会条例」及び「佐用町いじめ問題再調査委員会条例」の制定について教育推進室長より説明いたします。

教育推進室長 昨年度の総合教育会議の中でも議題とさせていただきましたが、いじめ防止対策推進法に基づいて、もしも、町で重大事態に係る事案が発生した場合は、それを調査する機関の設置が必要になります。そこで、その機関を設置するためには予め条例を制定しておき、それに基づいて調査委員会を設置するということになります。この条例制定について、この教育委員会で承認いただければ、この後開催される総合教育会議に諮りたいと考えております。

まず、佐用町いじめ問題調査委員会は、教育委員会が設置する調査機関になります。委員は5人以内としますので、必ず5人必要となるわけではなく、それぞれのケースによって対応したいと考えます。委員は教育、心理、医療、福祉、法律等に関する知識を有する方が対象となります。例を挙げますと、弁護士・スクールカウンセラー・医師などの方の中から、町とは無関係の方に委嘱することになります。具体的には、県の弁護士会などに依頼して派遣していただくという形になります。その委員のみなさんに調査を依頼して、そのまとめたものを教育委員会が受け、教育委員会が町長に報告し、町長が議会へ報告するという流れになります。

次の再調査委員会につきましては、調査委員会が報告した内容について、町長が不十分だと判断した場合、または重大事案に係る生徒・保護者から再調査の依頼等があった場合に、町が再調査委員会を設置することになります。先ほどの調査委員会とは別のメンバーによる委員会が設置されることになります。同じく5人以内で構成し、調査結果を町長に報告し、町長が議会に報告するという流れになります。

県内でもこういうケースが何件も出てきております。重大事案が起こってから条例を制定し、委員会を設置することになりますと、随分と時間が掛かってしまいますので、まず条例を制定しておいて、重大案件が発生した際に委員会を設置する。そこまでの状態にしておきたいと思っておりますので、今年度中の条例制定を目指したいと考えております。

教育課長 説明が終わりました。以前の教育会議の中でもお諮りいただいた案件です。教育委員会が設置する委員会、それから町長部局が設置する委員会の2種類になります。何かご質問はございますでしょうか。

教育委員 調査委員会が設置される際の重大事案については、こういったケースが対象になるのか。それは、学校における問題に対してだけなのか。例えば教育委員会もその対象となり得るのか。

教育推進室長 重大事案については、いじめが関係する金銭の搾取や、ケガを負わされた、命を失ったなどのケースが考えられます。もし、教育委員会に不手際があった際には教育委員会自体も対象となる可能性はあると思います。

教育委員 調査委員は教育委員会が依頼する・委嘱するということですが、町や教育委員会とは関係のない方へお願いするとして、調査対象が教育委員会も含まれるということであれば、公平性を守られるのかどうかというところが疑問になります。

教育課長 町の顧問弁護士に相談したところ、県の弁護士協会を紹介いただきました。弁護士協会にお話をしたところ、各自治体についても弁護士協会から派遣している状況のようです。仮に佐用町が依頼した際にも、第三者の方を派遣していただくように回答をいただいています。そういった意味で公平性は保たれると考えます。

教育委員 調査委員になるメンバーについて、事案対象者の保護者などから希望や要望があった際には、その要望などに対して対応できるのですか。

教育推進室長 対象者となる方の関係者は公平な判断ができないので委員にはなれませんが、この分野の方に委員になって欲しいとか、こういう経験者の方が良いという要望があれば検討する必要があると思います。

教育委員 弁護士については、県の弁護士会に依頼すればいいのかもわかりませんが、他の教育、心理、医療、福祉などの分野についても弁護士会のようなところがあって、そこへ頼めばすぐに対応が可能なのですか。

教育推進室長 近隣の市町についても同じような条件で条例を作っています。メンバーについては、例えば、心理については心理士会、医師については医師会、それと大学については近隣の大学にお願いするなど、弁護士会と同じような団体に依頼することになります。

教育委員 調査結果の公表についての取り決めなどはありますか。

教育推進室長 調査結果については、調査委員会または再調査委員会のどちらについても最終的に議会への報告になります。

教育委員 議会への報告の後の公表というものはないのですか。

教育推進室長 保護者・関係者へ伝えることは法律にも記載してありますが、マスコミ等に対するものまでは必要ないと考えます。

教育課長 議会に報告するという事は、広く町民の方々へ報告するものと同じになりますので、求められれば公表するという事になると思います。

教育課長 報酬の欄については空欄になっておりますが、特別職の報酬の関係もありますので総務課と詰めていきたいと考えています。町の報酬条例に準じた形で決めたいと思います。  
他に何かご意見はありますか。

教育委員 (特に意見なし)

教育課長 この件につきましては承認いただいたということによろしいでしょうか。

教育委員 (はい)

教育課長 次に、(2) 学校規模適正化協議会の進捗状況についてということで、私から説明をさせていただきます。先ほどの行事予定の中でも触れましたが、佐用小・利神小学校区、南光小・三河小学校区のそれぞれの協議会で第1回目の規模適正化協議会を開催しました。佐用小・利神小学校区が6月18日、南光小・三河小学校区が6月4日に開催しております。この協議会の中で部会を設置したと説明しましたが、大きく分けて3つの部会の設置になりました。1つはPTA部会です。これはPTAの規約、PTA行事、通学の問題などを協議していただく部会です。2つ目は、地域との連携事業や地域と一緒に活動されている事業などを検討していただく部会として、協議会全体で協議していただくための全体会を設置しました。もう一つは、学校間の交流事業や備品の整理、事務関係の整理など学校独自で協議調整をしてもらう学校部会を設置しました。部会の開催予定につきましては、PTA部会を7月の2日に佐用小・利神小学校区、南

光小・三河小学校区については本日25日の夜に開催予定です。

この件について、何かご意見ご質問はありませんか。

教育委員       この度は新しく校名・校歌・制服についての議題ではないということですね。

教育課長       はい。第1回目の協議会開催の際にも、冒頭でその件については決定事項ということで確認をしております。

教育委員       三河小の生徒については、既に南光小の制服を使っているように聞いていますが。

教育課長       三河小については、南光小と同じものを既に使われています。校章だけ変えれば引き続き使えるようにされていますので、使えるものは使っても構いません。これまでの統合の際も同じですが、新1年生から今の5年生の6学年については全員に一着分を支給します。

教育委員       体操服にしても、今使っているものは使っても構わないということですね。

教育課長       はい。

教育委員       4月には新校としての開校式もないということですか。

教育課長       佐用小学校・南光小学校とも新校として設置されたものですので、開校式はありません。合流という形になります。利神小学校・三河小学校については閉校式・閉校記念行事を実施するということになります。

教育課長       他にご意見等はありませんか。

教育委員       (特に意見なし)

教育課長       意見も無いようですので、(3) その他に入らせていただきます。それぞれの室から報告事項等ありましたらお願いします。

企画総務室長   特にありません。

教育推進室長 特にありません。

天文台公園長 特にありません。

給食センター所長 7月の給食だよりを付けています。1学期の給食は7月18日が最終となります。6月の献立にも記載していましたが、6月11日に鮎の塩焼きを出しています。鮎を出して4年目になりますが、子どもたちも慣れたのか、千種川に因んだ食べ物であるからなのかわかりませんが、頭から尻尾まできれいに食べる子供たちが増えて、残食もほぼ無いようになっています。

生涯学習推進室長 生涯学習課で開催する講演・イベントなど、5点についてお知らせします。  
(コンサート・人権文化講演会・まちづくりセミナー・パソコン講座・英語学習講座について説明)

教育推進室長 前回の定例会でお話していましたが、熱中症予防に関する指針についてですが、6月から学校の方で熱中症チェッカーを使った計測をしていただいていた。環境省のホームページでも確認できるのですが、上郡と宍粟の観測地点との比較をしたところ、機器ごとのバラツキも無く、大差なく計測できていたようです。7月より本格的に運用していくということを各学校にも確認しましたのでご報告します。

教育課長 それでは、予定しておりました協議事項については全て説明をさせていただき議事についても終わりましたが、全体を通して、何かご質問などありましたらお願いします。

教育委員 (意見・質問なし)

教育課長 ご意見無いようですので、本日の会議はこれをもって終了となります。それでは閉会の挨拶を教育長より申し上げます。

教育長 慎重な審議ありがとうございました。先ほど熱中症に関する指針の話も出ましたが、最近はやわやかな天気が続いております。予報では近々梅雨入りするとのこと。昔の梅雨はシトシトジメジメ長く降り続くイメージでしたが、最近はそういう梅雨はあまりなく、集中豪雨的な雨

が降るようになっていきます。そういう面で危機管理はしっかりしていかな  
ないといけないなと思います。また色々ご意見を頂けたらと思います  
ので、よろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。

教育課長

それでは次回の日程についてご相談させていただきたいと思います。  
次回は、7月25日木曜日、午後3時00分から予定していますのでよろ  
しくお願いします。本日はお疲れさまでした。

閉会 午後2時20分

佐用町教育委員会会議規則第16条の規定によりここに署名する。

令和元年7月25日

教育長 浅野博之

署名委員 永井 薫